（案）

ゆがわ ささえあいプラン

第４期湯川村地域福祉計画

≪令和８年度～令和１２年度≫

令和８年　　月

湯　　川　　村

目　次

第１章　計画の概要 2
　１　計画策定の趣旨 2
　２　法令の根拠 2
　３　計画の性格及び位置づけ 2
　４　計画の期間 3
　５　計画策定の方法 3

第２章　地域福祉を取り巻く湯川村の現状と課題 4
　１　各分野における現状と課題 4
　２　地域を支える各種団体等の状況 11

第３章　計画の基本的な考え方 12
　１　基本的視点 12
　２　基本理念 13
　３　基本目標 14
　４　湯川村地域福祉計画の体系図 15

第４章　施策の展開 16
　目標１　地域福祉の意識高揚 16
　　(1) 地域福祉の意識向上 16
　　(2) 情報の共有化 18
　　(3) 相談体制の充実 19
　目標２　福祉サービスの適正利用 22
　　(1) 適正なサービスの確保 22
　　(2) 地域ケアマネジメントの充実 23
　　(3) 安心して暮らせる環境づくり 25
　目標３　地域福祉の環境整備 27
　　(1)　地域福祉活動への参加 27
　　(2) 担い手の育成・確保 29
　　(3) 地域福祉ネットワークづくり 30
　　(4) 施設の有効活用による場の確保 31

第５章　計画の推進体制 33

第６章　計画の主な指標 34

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

我が国は、少子高齢化の急激な進展により人口減少が進んでいます。産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、一人暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む親の孤立、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待や自殺者の増加、「 8050 問題」、「老老介護」や介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子どもが家族の世話などで負担を強いられている「ヤングケアラー」など、多様化・複雑化した課題が顕著になっています。これらは、従来からある公的な制度のみでは解決が困難であり、公的支援についても個人を単位とした課題ではなく、世帯を単位とした課題としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目的として策定するものです。

２　法令の根拠

この計画は、平成 15 年４月施行の社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

３　計画の性格及び位置づけ

この計画は、むらづくりの基本となる「第六次湯川村振興計画」の理念及び考え方を反映するものであり、地域福祉の推進に関する総合的な計画として位置づけられるものです。

そのため、子ども、高齢者、障がい者を含めた全ての村民のニーズに対応するとともに、地域福祉推進の理念の普及や地域福祉推進のための施策や事業の実施を図るため、村民参加による地域支え合い活動や、福祉・保健・教育関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

４　計画の期間

この計画は、令和８年度から令和 12 年度までの５か年計画とします。なお、計画策定後の社会経済情勢の変化への対応や他の計画との調整などの必要が生じた場合には、見直しを行うものとします。

５　計画策定の方法

この計画の策定にあたっては、湯川村地域福祉計画策定委員会を設置し、ボランティア、福祉事業者、行政等の多様な主体が協働して福祉のむらづくりを推進していけるよう、これからの湯川村の地域福祉のあり方について協議を重ねてきました。

第２章　地域福祉を取り巻く湯川村の現状と課題

１　各分野における現状と課題

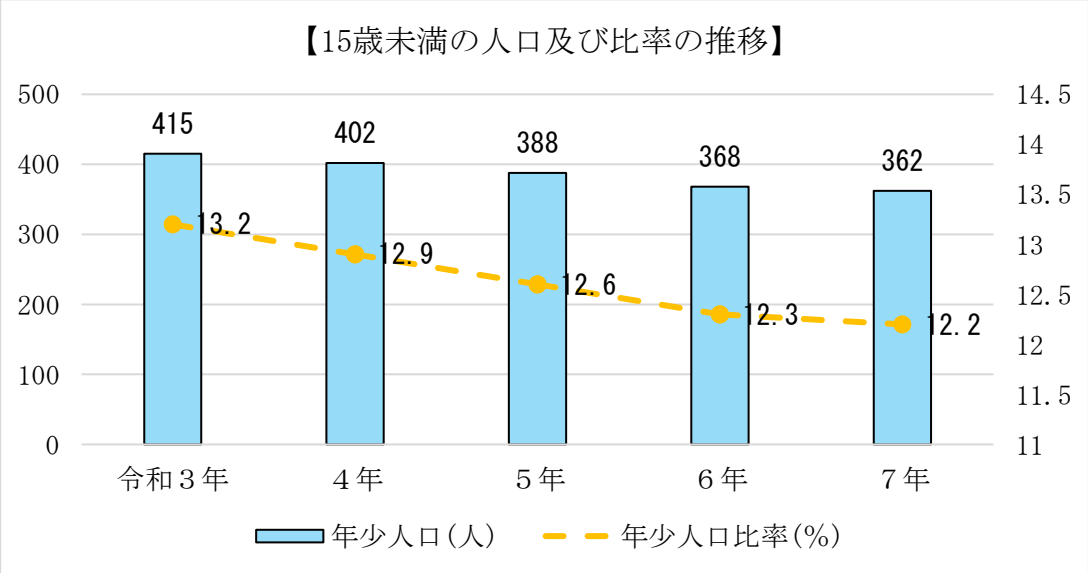
（１）子ども・子育て分野の現状と課題

①　次世代の現状

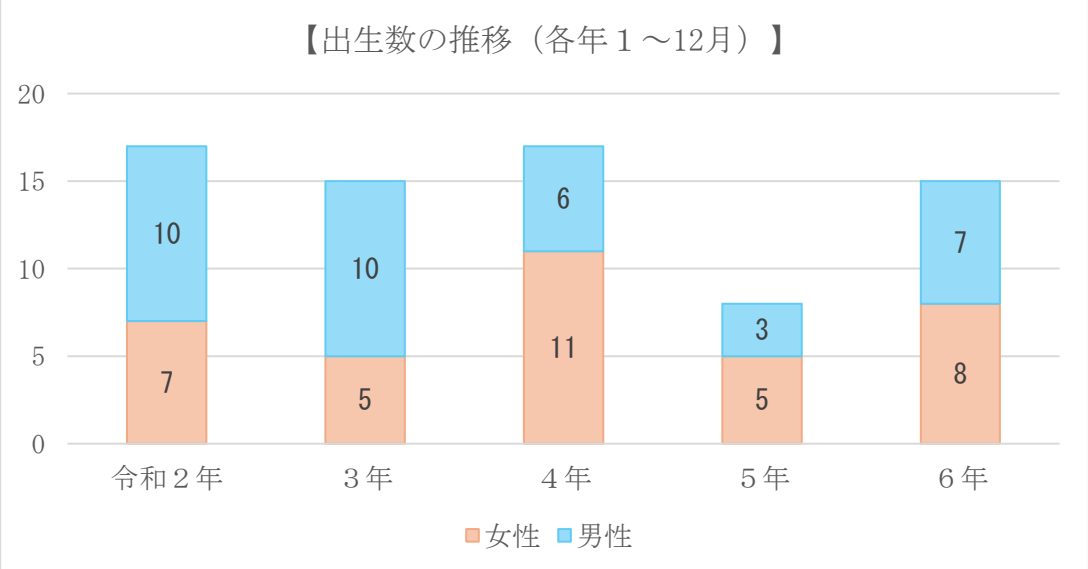
◆ 減少を続ける 15 歳未満の人口

０歳～15 歳未満の近年の人口は減少が続いており、令和７年は 362 人、総人口に占める比率は 12.2%まで低下しています。

令和３年～令和７年の出生数の推移は、年によってばらつきがありますが、令和７年には 15 人となっています。



住民基本台帳［９月末］

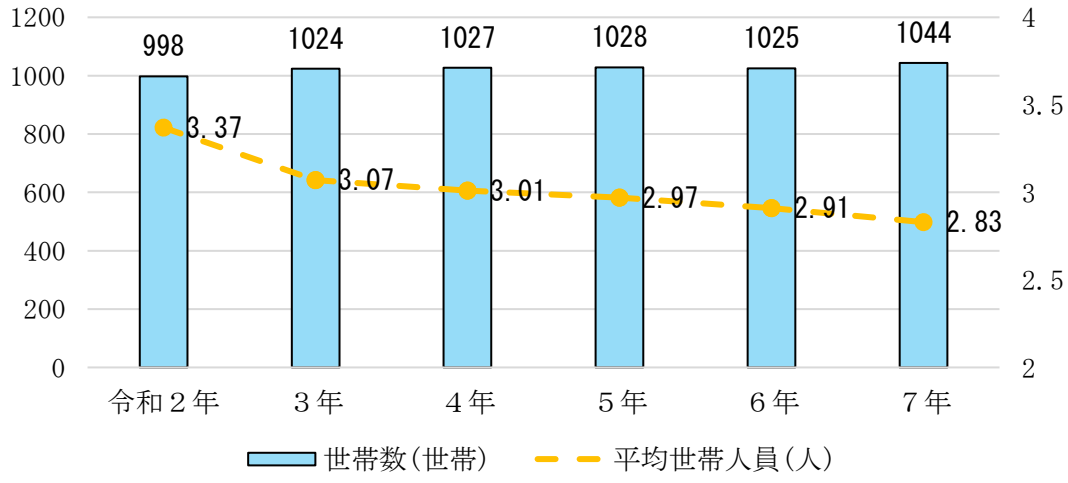


◆ 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

令和７年の 18 歳未満の子どものいる世帯は 23.9%となっています。村全体の世帯数の推移をみると、令和３年から令和７年にかけて 20 世帯の増加となっています。一方で、平均世帯人員は、令和３年から令和７年にかけて 0.24 人の減少となっています。世帯数の増加、平均世帯人員の減少から、核家族化が進行していることがわかります。

核家族世帯の増加により、家庭内に子育て経験者がいない世帯や、地域のつながりの希薄化に伴い、身近に相談できる方がいないケースも増加し、育児に対する不安や支援サービスへのニーズが高まっています。家庭、学校はもとより、地域で子育てを見守り支援する体制づくりに取り組んでいくことがより一層求められています。

【世帯数及び平均世帯人員の推移】



住民基本台帳［９月末］

② 子ども・子育てに関する支援事業

本村では、保育サービスの充実や子育てに伴う経済的負担の軽減、また、相談体制や情報提供の充実など育児環境の向上に努めています。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子どもを持つ保護者は、子どもとの時間を十分とれないこと、子どもが病気の際の対応や育児休業の取りづらさなど様々な不安や悩みを抱えている状況が伺えます。

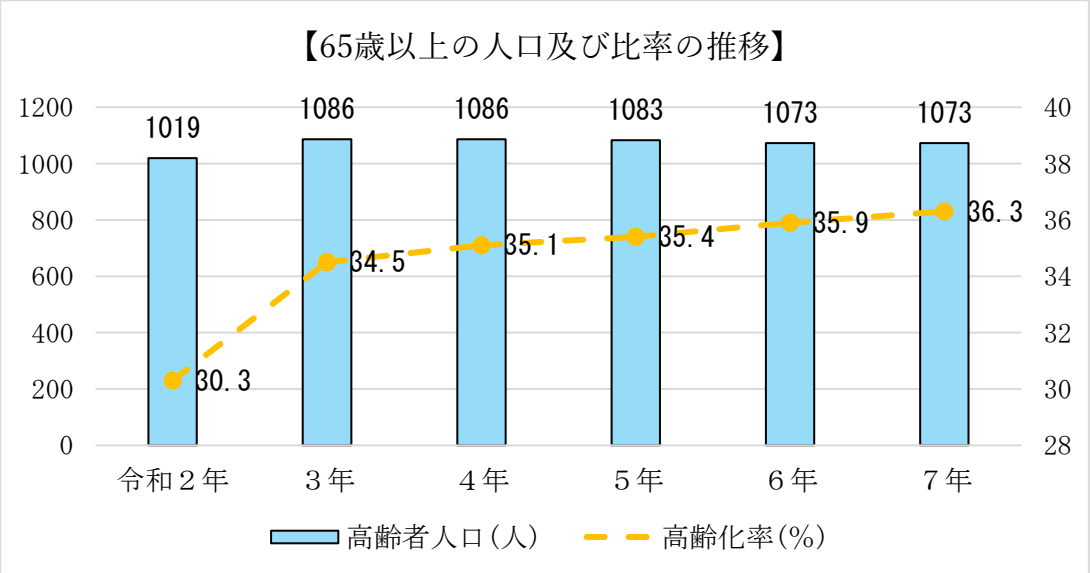
また、本村では働く女性が多く、核家族化の進行と相まって、村と地域住民との協働による子育て支援体制の充実や育児環境の向上を図っていくことが求められています。

（２）高齢者福祉分野の現状と課題

①　高齢者の現状

◆ 高齢化率の推移

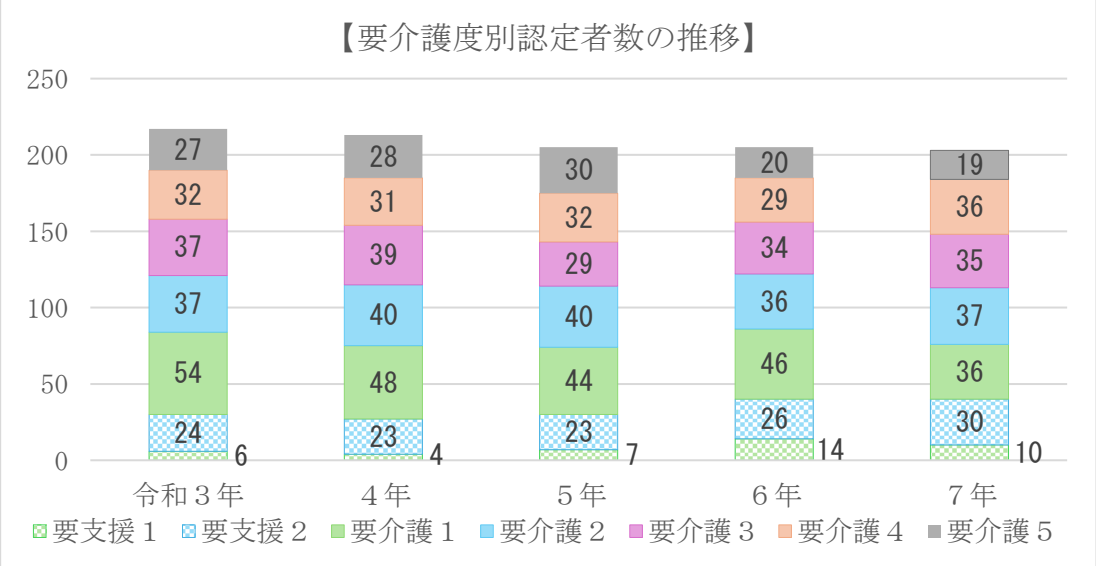
本村の 65 歳以上の高齢者人口では、令和２年の 1,019 人に対し令和７年では 1,073 人となり、54 人（5.3%）の増加となっています。高齢化率においては、令和２年の 30.3%から、令和７年では 36.3%と６年間で 6.0 ポイントの増という状況となっています。



住民基本台帳［９月末］

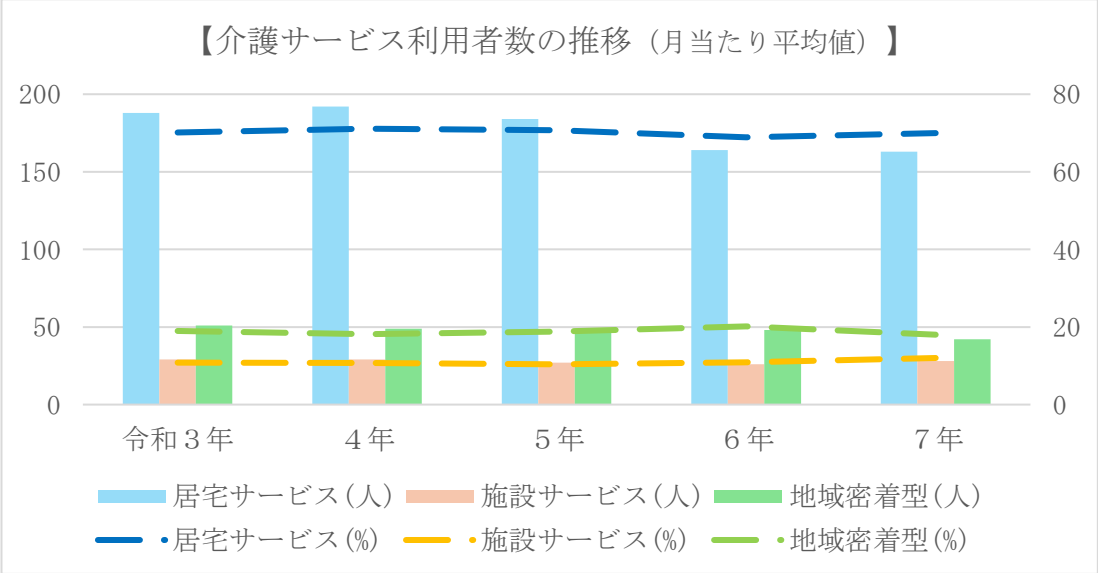
◆ 認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は、令和７年時点で 203 人となっており、令和３年の 217 人と比較すると、14 人（6.8%）の減少となっています。認定率（要支援・要介護認定者の高齢者の人数に対する割合）で見ると、令和３年の 19.7%から令和７年では 18.7%と 1.0 ポイントの減少となっています。



◆ 介護サービス利用者の推移

介護サービスの利用者数は、令和３年平均で 268 人となっており、令和７年平均の 233 人と比較すると、35 人（13.0%）の減少となっています。傾向としては、施設サービス利用者は横ばい、地域密着型サービス利用者及び居宅サービス利用者が減少している状況にあります。



② 高齢者福祉に関する支援事業

本村では、高齢者が尊厳を持ち自分らしい生活を送れるように、地域の諸資源を活かしながら、保健福祉サービスや介護保険サービスの充実に努めています。また、全ての村民が高齢期において、社会の一員として多様な社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会的支援システムの構築にも努めています。

高齢化率の上昇や核家族化の進行など、本村の高齢者施策は様々な課題を抱えている現状にあります。こうした状況の中、本村に住む高齢者が安心して充実した高齢期を住み慣れた地域で過ごせるように、安否確認、通院や買い物、ゴミだしなどの日常生活支援、緊急時の通報体制など、地域住民による支え合い、助け合いの体制を確立していくことが求められています。

（３）障がい者（児）福祉分野の現状と課題

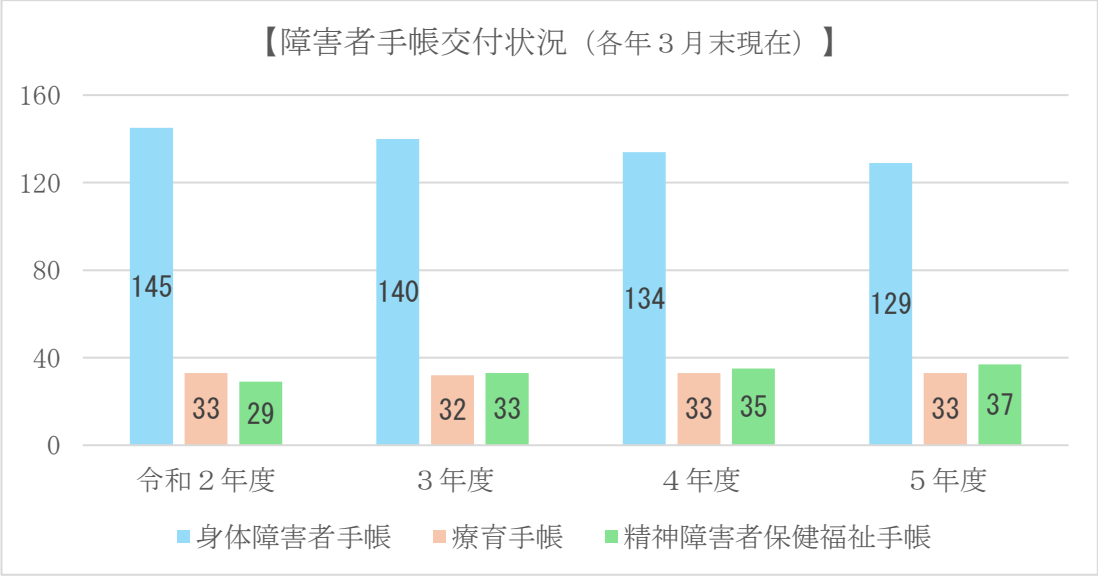
①　障がい者（児）の現状

◆ 障害者手帳交付状況

令和５年度末時点の本村の障害者手帳の交付人数は、身体障害者手帳交付者数 129 人、療育手帳交付者数 33 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数 37 人で、合計で 199 人となっています。障がい別では、この３年間で身体障害者手帳保持者数は 40 人減少している一方で、療育手帳保持者が６人、精神障害者保健福祉手帳保持者が 20 人増加しています。総人口に対する割合は、３年間で 0.02 ポイント増えて 6.51％に増加しています。

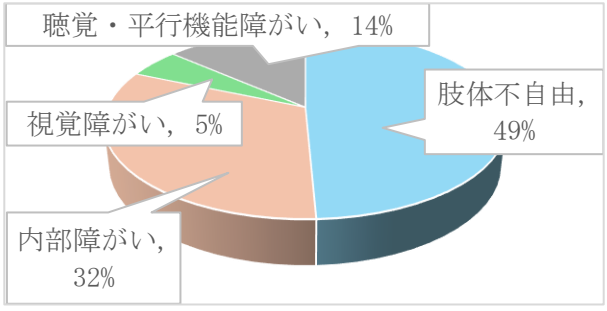
	令和２年	３年	４年	５年
身体障害者手帳（人）	145	140	134	129
療育手帳（人）	33	32	33	33
精神障害者保健福祉手帳（人）	29	33	35	37
合計（人）	207	205	202	199
総人口（人）	3,189	3,145	3,096	3,057
総人口比	6.49％	6.52％	6.52％	6.51％

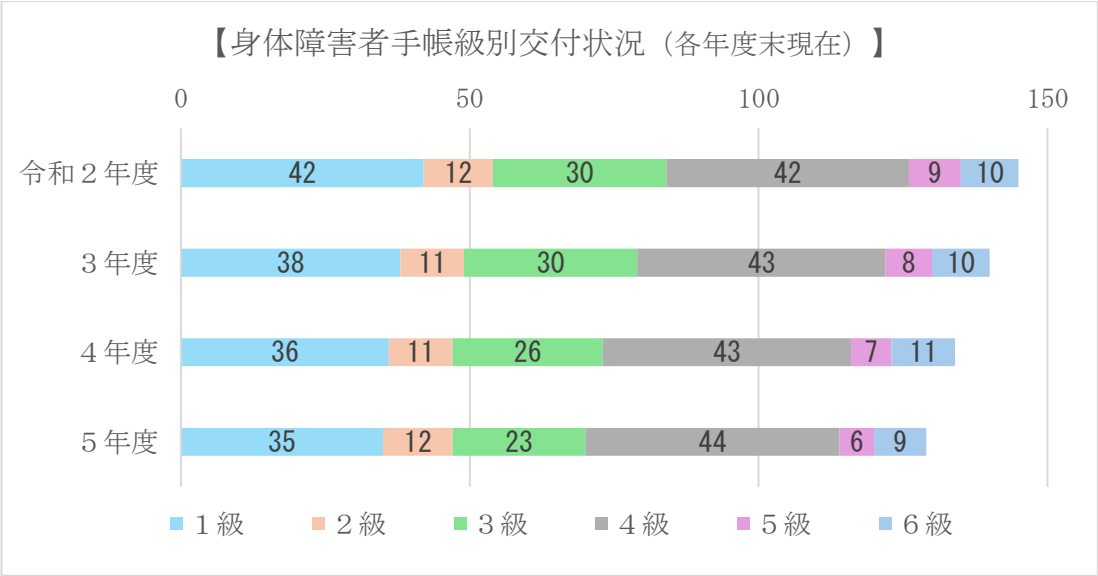
※総人口は、各年９月末住民基本台帳人口



◆ 身体障害者手帳交付状況

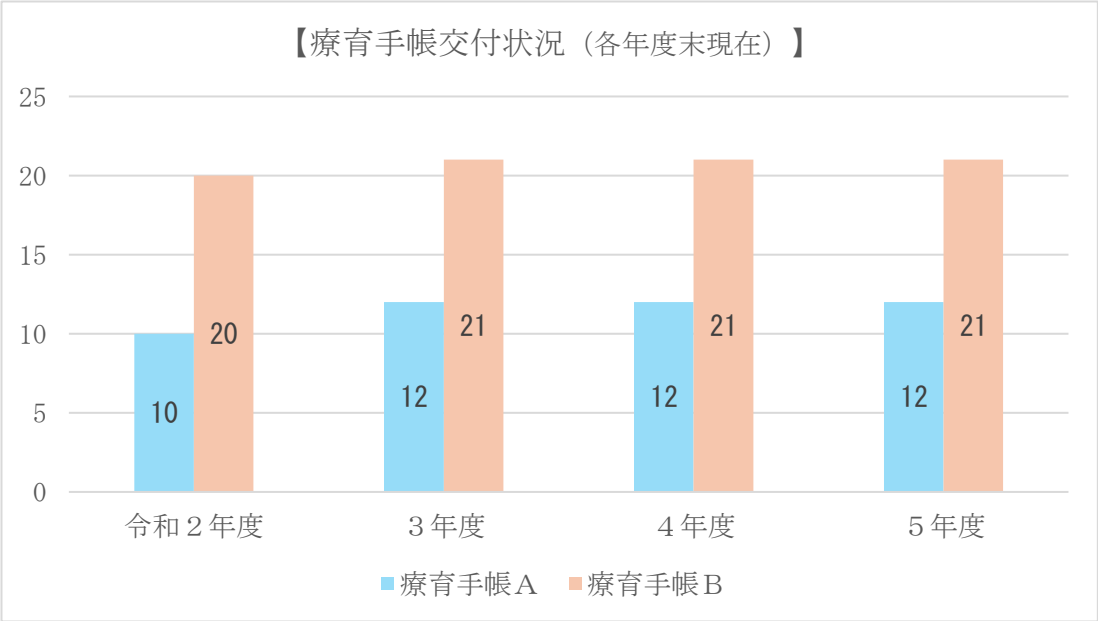
令和５年度末時点の身体障害者手帳所持者数は、129 人となっています。障害種類別の交付状況は、肢体不自由が 49.3％と５割近く、次いで内部障がいが 32.1％となっており、２つの障がいで約８割を占めている状況です。





◆ 療育手帳交付状況

療育手帳交付人数は、令和５年度時点で 33 人となっています。令和２年度からの推移では、令和２年度の 30 人から令和５年度では 33 人と、微増の状況です。手帳区分においても、療育手帳Ａ、療育手帳Ｂの保持者数はともに微増の状況となっています。



◆ 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数は、令和５年度末時点で 37 人となっています。また、治療を受けている精神障がい者数は、令和５年度末時点で 49 人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳保持者・
公費負担制度利用者の状況（各年度末現在)】

精神障がい者数の推移	令和２年	３年	４年	５年
精神障害者保健福祉手帳１級	2	3	3	4
精神障害者保健福祉手帳２級	23	23	24	26
精神障害者保健福祉手帳３級	4	7	6	7
手帳所持者計	29	33	35	37
治療を受けている患者数	39	42	47	49

② 障がい者福祉に関する支援事業

障がい者の「完全参加と平等」を目指し、国では、平成５年の障害者基本法の制定をはじめ、障がい者プランの策定、平成 12 年には社会福祉事業法等の改正、精神保健福祉への取組みなどを進めています。さらに、平成 18 年には障害者自立支援法が施行され、障がい共通のサービスの実施、就労支援の抜本強化、国の財政負担責任の明確化、平成 25 年には障害者差別解消法が制定され、障害を理由とする差別の解消、相互の人格と個性を尊重した共生社会の実現を目標とするなど、障がい者施策が大きく変わりました。

本村でも、障害者総合支援法施行後の政策課題やサービスの実施状況を検証するとともに、村民の現在、将来にわたるサービス利用・ニーズ等をふまえ、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせる村づくりに努めています。

しかし、障がい者の中には、将来に不安を感じており、地域住民ともっと交流をしたい、ノーマライゼーション(注１)に対する理解が十分ではないと感じている方も少なくありません。障がい者が生活面で自立し、安心・安定した生活を送れるように、地域住民の理解と協力に基づく支援体制の充実が求められています。

（注１） 障害のある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが特別視されることなく、一般市民と同じように、自分らしく地域社会で共に生活する（ノーマルな生活を送る）権利が保障されるべきである、という理念・社会的な考え方。

２　地域を支える各種団体等の状況

（１）行政区

行政区は地域住民がお互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよい地域をつくり上げていくための、住民にとって最も身近な自治組織です。行政区は、地域内の環境整備、地域住民の親睦交流のほか地域の安心安全な暮らしを支える活動にも取り組んでいます。

令和８年３月現在の行政区の数は３３地区となっています。

（２）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として中心的な役割を担う、社会福祉法に基づく公共的な性格を持った営利を目的としない民間団体です。

地域の人々が抱える様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、地域、行政、関係機関等と連携しながら、地域福祉活動事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、権利擁護事業、ボランティアセンター事業、生活福祉資金等貸付事業などを行っています。

（３）民生児童委員

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉の増進のために、住民の立場に立って生活や福祉に関する相談・援助活動を行います。生活困窮者、児童、心身障がい者（児)、高齢者、ひとり親世帯等、援護を必要とする人々が安心して暮らせるよう身近な相談先として、訪問等による支援を行っています。

令和８年４月現在の民生児童委員数は 14 名、うち２名が主任児童委員に指名されています。

（４）老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者によって活動が行われており、友愛訪問活動や清掃奉仕活動のほか健康づくり事業等を行っています。全体的に減少傾向にあり、新しく会員になる若年高齢者が少なく会員が高年齢化している状況が要因と考えられます。

令和８年４月現在の単位クラブ数は６クラブ、会員の数は 192 名となっています。

（５）各種団体等

各種団体には、人権擁護委員、保護司会、更生保護女性会、消防団、ボランティア団体などがあり、どの団体においても新しい会員の不足が課題として挙げられています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本的視点

福祉ニーズが今後も増大・多様化するなか、湯川村では以下の視点に基づき地域福祉を推進します。

高齢者分野では、高齢化の進展に伴い、介護が必要な人の割合の上昇が見込まれ、老老介護や認知症など介護環境の課題への対応が求められています。また、介護状態になることを予防、要介護状態が進まないようにする取組みのさらなる定着を図ります。

障がい者分野では、平成 25 年に障害者総合支援法が施行され、難病等患者も障がい福祉サービスを受給することができるようになるなど、対象者を拡大し、より地域生活を重視した事業展開を図っています。また令和７年には、障がい者が自らに最適な働き方を選択できるようアセスメントを行う制度を導入、児童発達支援・放課後等デイサービスといったサービスについても支援の質や障がい特性に応じた対応がなされるよう改正が行われ、着実な実施が求められています。

子ども・子育て分野では、核家族化の進行により、保育サービスニーズが多様化、支援の必要な子ども・家庭の増加などが見込まれます。加えて、青少年や中高年層では、昨今の物価高騰による生活不安、ストレスの増大、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の新たな課題も顕在化しています。

これらの課題に対応していくため、行政や事業者によるサービスに加え、地域住民とも連携しあって取り組む体制を整えていく必要があります。

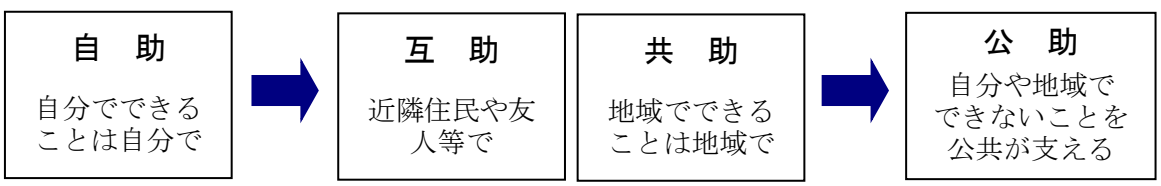
本計画では、自ら（家族を含む）の力で生活を営む「自助」、地域住民同士が自発的に助け合う「互助・共助」を地域福祉のエンジンと位置づけ、公的責任に基づく「公助」との最適な連携を図ります。

「困ったときはお互い様」という精神を現代の仕組みへと昇華させ、誰もが地域の中で役割を持ち、気にかけ合いながら安心して暮らせる、湯川村らしい地域共生社会の形成を推進します。

【基本的視点】

地域福祉の推進（社会福祉法第４条より）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



２　基本理念

第六次湯川村振興計画では、むらづくりの将来像を「会津盆地のど真ん中 おいしいお米とほこれる文化 みんなで創ろう 笑顔あふれる湯川村」とし、福祉・健康分野の基本目標を「いつも健康で共に支え合える むらづくり」としています。

また、新しいむらづくりの基本理念を、以下のように記しています。

●　村民が主役のむらづくり

むらづくりの主体は村民です。村民と行政の協働体制の充実に努め、村民が主役のむらづくりを推進していきます。

●　一人一人が生き生きと生活できるむらづくり

人と人との絆を哀切にしながら、村民一人一人が心身ともに健康で、安全・安心な豊かな生活環境の中で生き生きと暮らし続けられるむらづくりを推進していきます。

●　未来へつなぐ持続可能なむらづくり

村の宝である豊かな自然と豊穣の大地、先人が作り上げてきた歴史と文化を次世代に引き継ぎ、住む人はもちろん訪れる人が安らぎを感じ、誰もが定住したくなるようなむらづくりを推進します。

本計画では、振興計画の将来像や福祉・健康分野の基本目標、むらづくりの基本理念等を踏襲しながら、より実効性のある地域福祉活動が展開されるよう目指していきます。

村全体で地域福祉について理解を深め、村が一体となって地域福祉活動を展開する環境づくりを進められるように、これまでの地域福祉計画の基本理念を継承し、計画の推進に努めます。

【基本理念】

地域が共に支え合い、みんなで創る　人にやさしいゆがわむら

３　基本目標

目標１　地域福祉の意識高揚

【支え合いを育む「福祉の心」の醸成と連帯の強化】

地域に根ざした「お互い様」の気持ちを大切にし、住民同士のゆるやかな見守りや助け合いが自然に生まれる機運を醸成します。福祉教育や交流事業を通じて相互理解を深め、日常生活の中にある小さな困りごとを地域全体で分かち合える、温もりのある地域づくりを推進します。

目標２　福祉サービスの適正利用

【自立を支えるセーフティネットとユニバーサルな環境づくり】

サービス利用の仕組みを分かりやすく整理し、必要な人に必要な支援が確実に届く「利用者視点」の仕組みづくりを推進します。障がい者や高齢者を含む全ての村民が、その人らしく自立して暮らせるよう、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を徹底し、物理的・心理的な隔たりを取り除きます。

あわせて、災害時における避難行動要支援者の安全を担保する体制を確立し、日常から緊急時まで、切れ目のない安心を支える基盤を整備します。

目標３　地域福祉の環境整備

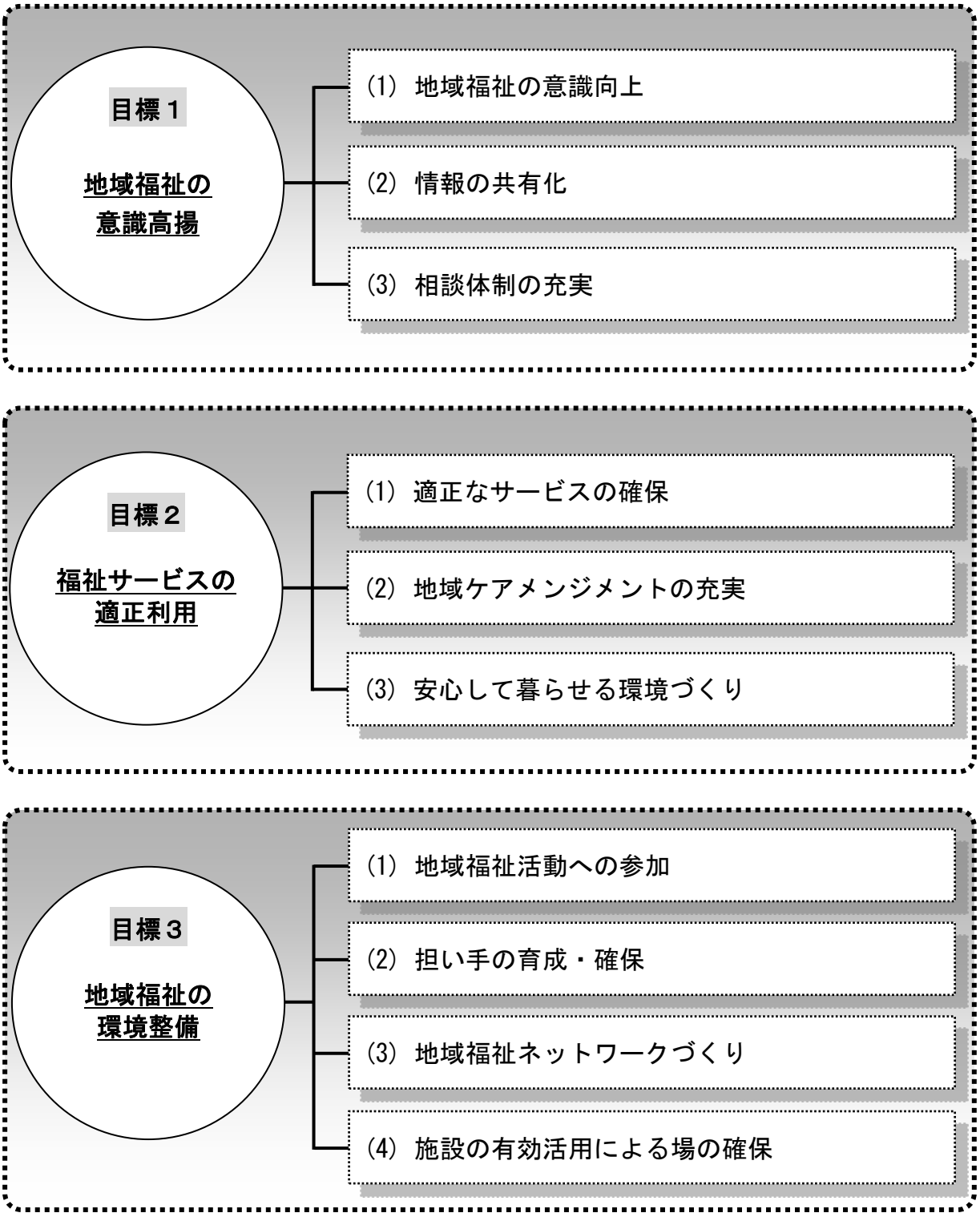
【地域資源の最適化と多主体協働による包括的支援体制の構築】

複雑化・多様化する福祉課題に迅速かつ的確に対応するため、人材、施設、組織、情報といったあらゆる地域資源を統合し、分野を越えた相互連携ネットワークを構築します。

村、村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業、そして村民がそれぞれの強みを活かし、対等なパートナーシップのもとで協働することで、湯川村独自のきめ細やかな福祉環境の向上を推進します。

４　湯川村地域福祉計画の体系図

基本理念　地域が共に支え合い、みんなで創る　人にやさしいゆがわむら



第４章　施策の展開

目標１　地域福祉の意識高揚

(1) 地域福祉の意識向上

地域福祉を推進する原動力は、村民の自主的・自発的な活動にあります。そのためには福祉への正しい知識と理解が不可欠ですが、現状ではまだ十分に浸透しているとは言えません。

少子高齢化や価値観の多様化が進み、地域のつながりが希薄になる一方で、抱える課題は複雑・多様化しています。こうした中、地域福祉を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、共に支え合う「福祉の心」を育んでいくことが、今まさに求められています。

本村では、村社会福祉協議会による地域ボランティア活動などを通じて、福祉への関心を高める啓発活動を推進してきました。

今後はさらに、障がい者、高齢者、子育て世帯など、多様な立場への理解を深めるだけでなく、身近な地域課題に村民が自ら目を向け、行動できる環境づくりに注力します。地域、学校、事業所、家庭が一体となり、あらゆる場面で福祉意識が醸成される「温かなむらづくり」を推進します。

村民に期待すること

- 障がいや認知症に対する知識・理解を深めましょう。
- 福祉や地域社会に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 近隣の小さな異変（顔を見かけない、郵便物がたまっているなど）に気づき、声を掛け合える関係をつくりましょう。

①人権・福祉教育の推進

ア　家庭における意識啓発

子どもの人権・福祉意識の形成には、家庭環境が大きな役割を果たします。そのため、保護者が日常生活の中で他者への思いやりを自ら実践し、その姿勢を子どもたちに示していけるよう、家庭に向けた啓発活動を推進します。

イ　学校教育・社会教育における人権・福祉教育の推進

村内の小・中学校では、各校の創意工夫のもと、生活科や道徳の時間などを通じて福祉教育を実践しています。あわせて「地域学校協働活動」を展開することで、学校と地域のきずなを深め、次代の地域づくりを担う豊かな人間性を備えた人材を育成します。

また、身近な地域でのボランティア活動の事例を積極的に紹介し、村民一人ひとりが「自分にもできること」を見出せるよう働きかけます。誰もが気軽に参加できる雰囲気づくりを通じ、村全体でボランティア意識のさらなる醸成を図ります。

ウ　ノーマライゼーションの推進

ノーマライゼーションの理念を推進し、互いの生き方や人権を尊重しあいながら、差別や偏見のない「共に生きる」地域社会の実現を目指します。

②福祉意識の高揚

ア　村職員の福祉意識の自己啓発

職員は、自治体職員としての使命を自覚し、日頃から福祉への研鑽に努め、深い認識と理解を備えるよう努めます。また、国や県、関係機関との連携のもと、人権侵害や多様な福祉課題に対して、組織的な対応の強化を図ります。

イ　多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

村民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるように、ホームページや広報誌等の情報媒体の活用を図ります。

ウ　地域福祉に関する普及・啓発の促進

地域福祉については、ホームページや広報誌、各種行事を通じた情報発信にとどまらず、村や村社会福祉協議会等が先導する活動への「直接参加」を促します。実践を通じた普及・啓発を展開することで、住民一人ひとりの地域福祉に対する当事者意識を高め、さらなる理解の深化を図ります。

③地域による子育て支援の意識啓発

ア　子育て学習等の推進

次代を担う若者が子育てに関する理解を深め、その喜びや楽しみを実感できるように、公民館、学校、幼稚園、保育所等を活用した学習や子育て交流事業を推進します。

イ　子育て支援の意識啓発

地域、学校、行政が一体となって子育てを支援する機運を高めるため、村民一人ひとりが地域の子どもたちに深い関心を寄せ、「地域の子は、我が子」という慈しみの心を持って、共に成長を喜び合える取組みを推進します。

④自治意識の高揚

ア　啓発活動の推進

地域住民一人ひとりが身近な課題を自らの課題として捉え、解決に向けた第一歩を踏み出せるよう、ホームページや広報誌等を通じた啓発活動を展開します。また、単なる情報提供にとどまらず、活動の「きっかけ」となる場を創出することで、地域福祉の実践を後押しします。

イ　地域の問題・課題の洗い出し

地域が抱える諸問題を的確に把握するため、実態調査や点検を継続的に実施するとともに、地域において懇談する機会を設けていきます。対話を通じて潜在的な課題を掘り起こし、地域の実情に即した解決策の検討につなげます。

(2) 情報の共有化

地域への帰属意識の低下や核家族化の進展により、家庭内での子育て経験の継承や近隣とのつながりが希薄化し、孤立する家庭の増加が懸念されます。こうした状況に対応するため、子育てや介護等の多様な情報を、村民が「正確・丁寧・迅速」に入手できる情報提供体制を構築します。

各関係機関や団体との密接な連携のもと、行政情報のみならず地域全体の情報を包括的に提供する仕組みを整えます。あわせて、高齢者や障がい者の情報アクセシビリティを確保するため、点訳・音訳・要約筆記等の支援について広域的な視点から具体的な方策を検討し、誰もが必要な情報を得て、円滑にコミュニケーションを図れる環境の整備に努めます。

村民に期待すること

- 広報ゆがわや区の回覧には、村からのお知らせや、各種事業等に関する多様な情報が記載されています。みんなで確認していきましょう。
- 同じ不安や心配がある人と、お互いの情報交換に努めましょう。
- 支援や介護が必要なときに制度やサービスが利用できるように、日頃から制度やサービスに関心を持ち、知識を身に付けるようにしましょう。

①情報提供体制の強化

庁内各課が緊密に協働し、関係機関や団体とのネットワークを通じて情報の共有化を徹底します。これにより、村の情報を一元的かつ包括的に提供できる体制の構築を目指します。

また、広報誌やホームページなどの媒体を活用し、村民が「必要なときに、必要な情報を、容易に入手できる」よう、情報提供手段の多様化とさらなる充実に努めます。

②分野別の情報提供の充実

ア　高齢者分野の情報

介護保険制度や高齢者保健福祉サービスを、誰もが必要なときに活用できるよう、ユニバーサルデザインを意識した視覚的に分かりやすい情報発信に努めます。また、民生児童委員と緊密に連携し、地域住民の生活に即したきめ細やかな周知を図ることで、サービスの浸透を推進します。

認知症への正しい理解を深めるため、広報誌やホームページによる多角的な啓発とともに、認知症サポーター養成講座を継続的に開催します。地域全体で認知症の方とその家族を支え合う、安心なコミュニティづくりを強化します。

イ　子ども・子育て支援分野の情報

ホームページや幼稚園、保育所等のネットワークを最大限に活用し、村や関係機関が提供する各種サービスに加え、子どもの発達段階に合わせた家庭教育の指針をきめ細やかに発信します。

また、児童虐待やヤングケアラーに対する正しい理解を深めるため、広報誌やホームページを通じて広く情報提供を行います。あわせて、虐待の早期発見・早期保護に繋げるため、通報窓口を周知するとともに、通報者の守秘義務が厳守されることを明確に伝え、地域全体で見守る体制を強化します。

ウ　障がい者分野の情報

障がい者及び障がいへの理解を深めるため、広報誌やホームページを通じた普及・啓発を強化します。

視覚や聴覚に障がいのある方の情報アクセシビリティとコミュニケーション支援を拡充するため、村社会福祉協議会やボランティア団体と緊密に連携します。

点訳・音訳・手話ボランティア等の養成や派遣体制については、近隣自治体との広域的な連携を視野に入れ、持続可能な支援策を検討します。また、当事者との交流や対話を通じて切実な要望を集約し、施策への反映と実現に努めます。

(3) 相談体制の充実

村民が抱える多様な生活課題を迅速に解決するため、利便性の高い相談体制の確立に努めます。

現在、村の各窓口をはじめ、地域包括支援センターや保健センターにおいて、育児、介護、障がい者の自立・社会参加に関する専門的な助言や支援を実施しています。さらに、令和７年８月には「こども家庭センター」を開設し、乳幼児期から学齢期までを途切れなく支援する一体的な体制を整えました。

介護や障がい福祉等のサービスが高度化・複雑化する中、相談窓口の役割はますます重要となっています。複数の課題を抱える相談者に対しても、各支援機関が緊密に連携し、包括的かつ総合的に支える体制の強化を推進します。

村民に期待すること

- 心配ごとや悩み事などがあった場合は、村の窓口や専門機関に早めに相談しましょう。
- ご近所との交流を深め、心配ごとや悩み事を相談できる関係を築きましょう。

①相談機能の強化

多様化・複雑化する福祉ニーズに的確に対応するため、村の各窓口や地域包括支援センター、保健センター等における専門職員の適切な配置と、継続的な研修による資質向上に努めます。

また、村民が福祉・保健等の多分野にわたるサービスを必要なときに複合的に利用できるよう、分野の垣根を越えた「総合的な相談支援機能」の整備を推進します。ワンストップでの相談対応や適切なマネジメントを通じて、誰もが支援に繋がれる体制を構築します。

②分野別の対応・支援

ア　子ども・子育て支援

「こども家庭センター」を核とし、妊娠期から学齢期までを一体的に支援するため、関係各課の緊密な連携により体制を構築しております。相談業務の実効性を高めるため、職員の適切な配置と継続的な研修による資質向上を図り、児童福祉に関する相談を主体的に担う体制を強化します。

また、児童虐待の未然防止や保護者の育児不安を解消するため、相談・指導体制の充実を図ります。虐待に関する情報の周知を徹底し、早期発見・早期対応を可能にする地域ネットワークの構築を推進することで、子どもたちの健やかな成長を社会全体で守り抜きます。

イ　高齢者や障がい者への支援

地域包括支援センターの職員を対象に、研修会等へ参加しやすくなるような体制づくりに努めます。

高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談に対しては、内容の専門性や緊急性に応じ、弁護士・司法書士等の専門職や、会津権利擁護・成年後見センター等の専門機関へ依頼し、法的・福祉的側面の両面から、個々の事案に即した適切な解決を支援します。

ウ　生活困窮者への対応

生活状況に応じた包括的な相談・助言を行うため、国や県、各種団体が実施する助成・支援情報を収集し、一人ひとりの状況に即した適切な対応ができる体制を整えます。

生活困窮者自立支援法に基づき、相談機能を強化するとともに、関係機関との連携のもと、就労支援や家計改善支援など、自立に向けた「包括的かつ継続的な支援」を推進します。

③人権侵害や社会的弱者への対応

ア　権利擁護のための支援の充実

生涯にわたり一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、村社会福祉協議会や人権擁護委員と緊密に連携します。人権相談の窓口機能を高めるとともに、民間の人権擁護機関とのネットワークを深めることで、人権侵害に対する救済・対応能力の強化を図ります。

また、障がい等により自らの意思を表明することが困難な方に対し、生活上の判断や決定を支える体制を整備します。あわせて、知的障がい者や精神障がい者等が地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度の周知・啓発を強化し、利用促進に向けた寄り添い型の支援を推進します。

イ　虐待の防止

高齢者、障がい者、子どもに対する虐待を未然に防止するため、地域全体を網羅する虐待防止ネットワークを確立し、早期発見・早期対応に向けた体制を強化します。

万が一、虐待事案が発生した場合には、被虐待者の安全確保と権利擁護を最優先し、関係機関との緊密な連携のもとで迅速かつ根本的な問題の解決を図ります。あわせて、再発防止に向けた継続的なモニタリング体制を整備します。

ウ　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の防止

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨に則り、被害者に寄り添った相談・支援体制を強化します。

相談者の利便性と安心感を高めるため、関係機関と密接な連携体制を構築します。緊急時には被害者の安全を最優先に確保し、一時保護からその後の生活再建・自立支援に至るまで、切れ目のない包括的な支援に努めます。

目標２　福祉サービスの適正利用

(1) 適正なサービスの確保

誰もが健やかに安心して暮らせるむらを目指し、福祉サービスの量的な拡充とともに、利用者の意思や希望が反映される「利用者本位」のサービス提供基盤の整備を推進します。

サービス提供事業者との密接な連携のもと、事業所情報の集積と積極的な情報発信に努めます。これにより、村民が納得感を持ってサービスを選択・利用できる、透明性の高い福祉環境を構築します。

村民に期待すること

- 利用者が安心して良質なサービスを利用できるように、制度やサービスについて気づいたことがあった場合には、積極的に発言しましょう。
- サービスの利用についての希望や不安は遠慮なく伝え、納得できるサービスを利用しましょう。

①利用者本位のサービスの確保

預かり保育や一時預かり、放課後児童クラブなど、子育て世帯の多様化するニーズに柔軟に対応するため、ＮＰＯ法人や民間事業者との広域的な連携を図り、サービスのさらなる充実に努めます。

また、支援や介護を必要とする高齢者、障がい者、及びその家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、介護予防サービスから介護保険サービス、障がい福祉サービスに至る各サービスの質的・量的な拡充を図り、日常生活の利便性と社会参加の機会を向上させます。

②サービスの質の向上

福祉サービス事業者がサービスの自己評価に主体的に取り組むよう、適切な助言を行うとともに、村社会福祉協議会と連携し、サービスの質的向上に向けた積極的な指導・支援体制を強化することで、村民が常に高い水準の福祉サービスを安心して享受できる環境を整備します。

(2) 地域ケアマネジメントの充実

サービス利用を希望する村民が、個々の状況に即した最適な支援を受けられるよう、介護保険におけるケアマネジメント体制の強化とともに、役場窓口における相談・手続き支援の充実に努めます。

核家族化や高齢化に伴い、家庭内の介護・保育機能の低下が危惧される中、福祉ニーズの多様化・複雑化は今後も加速することが予想されます。村民一人ひとりのライフステージに応じた的確な助言と支援を可能にするため、多職種連携を基盤とした「地域ケアマネジメント機能」の更なる拡充を図り、誰もが必要なサービスを安心して享受できる体制を構築します。

村民に期待すること

- 地域の社会福祉施設や医療機関を確認しましょう。
- 住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるように、専門機関を活用し、自分にあった適切な保健福祉サービスを利用しましょう。
- サービスの利用を考えている方やサービスが必要であると思われる方を見かけたら、専門機関にアドバイスを受けるように勧めましょう。

①ケアマネジメント機能の充実・強化

団塊の世代が 80 歳以上となる 2030 年を見据え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化と体制構築を推進します。

高齢者一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を的確に提供できるよう、地域包括支援センターの運営機能の強化を図ります。あわせて、介護支援専門員等の専門職に対し、継続的な研修の場を提供することで、質の高いケアマネジメント体制を確立します。

さらに、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、「地域ケア会議」の充実や障がい者ケアマネジメント体制の整備を進めます。高齢・障がいの分野を問わず、横断的かつ包括的なケアマネジメント機能の向上を図り、全世代を支える相談・支援基盤を構築します。

②子どものいる家庭への生活支援

ア　子育て支援の充実

保育所や放課後児童クラブ等の活動内容や行事を広く周知し、あわせてアンケート調査等を通じて子育て世帯の多様なニーズの把握に努めます。ま

た、既存の社会資源を活用し、子どもたちが安全に、かつ有意義に過ごすことができる「居場所づくり」を地域一体となって推進します。

こども家庭センターを中心として、子ども・子育て世帯の状況を包括的に把握します。支援を必要とする家庭を早期に発見し、最適なサービスを確実に届けるため、庁内関係各課が連携し、機動的な事業展開を図ります。

イ　青少年の問題行動への対応の充実

児童相談所、学校、保護司、警察、ボランティア、家庭等が緊密に連携する「地域見守りネットワーク」の整備を推進し、非行防止や問題行動への的確な対応を図ります。

不登校や引きこもりなどの個別的かつ複雑な課題に対しては、関係機関による「ケース検討会議」を柔軟に開催し、専門的知見に基づく包括的な支援方針を策定します。早期発見・早期介入の徹底とともに、当事者や家族が社会から孤立することのないよう、継続的な伴走支援に努めます。

ウ　次代を担う子どもたちへの包括的な支援

安心して子育てができる環境を整えるため、保育料や学校給食費の無償化といった継続的な経済的支援に加え、放課後児童児童クラブの拡充や地域住民と連携した登下校時の見守り活動を強化し、子どもたちの安全確保と健やかな成長を支えます。

また、地域内での相互扶助を促進するため、育児の援助を受けたい人と行いたい人が相互に信頼関係を築きながら助け合う「住民参加型の子育て支援事業」の導入を検討します。行政による公的支援と地域による互助活動を組み合わせ、社会全体で子育てを応援する機運の醸成と体制整備を推進します。

③高齢者や障がい者の生活支援

ア　介護予防体制の充実

地域包括支援センターを核とし、介護予防及び認知症予防に向けた取組みを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で健やかに自立した生活を継続できるよう、早期からの予防啓発やフレイル対策（虚弱予防）に努めます。また、専門職による助言と地域住民の主体的な活動を融合させ、地域全体で認知症への理解を深めながら、発症予防と早期発見・早期対応が可能な体制の充実を図ります。

イ　在宅介護の体制整備の推進

支援や介護を必要とする高齢者・障がい者、及びその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、在宅福祉サービスの拡充と福祉施設との緊密な連携強化を推進します。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

すべての村民が安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の整備や段差解消を計画的に進めるとともに、街路灯・カーブミラー等の交通安全施設を適切に整備し、生活基盤の質の向上を図ります。

また、日常生活における安全・安心をより強固なものとするため、住環境の整備のみならず、地域防災・防犯体制の充実を一体的に推進します。ハード・ソフト両面から村民を取り巻く生活環境全般を底上げし、誰もが災害や犯罪の不安を感じることなく、健やかに暮らせる「安全・安心なむら」を実現します。

村民に期待すること

- 日頃から近隣の高齢者や障がい者を、把握し、気にかけておきましょう。
- 災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声をかけたり、手助けをしましょう。
- 災害に備えて、避難所の確認や避難訓練の参加、防災グッズの準備などをしましょう。
- 地区ごとに災害等の緊急時の連絡網を見直しましょう。
- 子どもが危険な状況に遭遇しないように、登下校時などの見守りを心がけましょう。

①交通安全の推進

警察及び関係機関との連携のもと、乳幼児から高齢者に至るまで、各ライフステージに応じた実践的な交通安全教育を推進します。

特に、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者を保護する「思いやりのある運転」と交通ルールの遵守を広く村民に啓発します。地域全体で交通安全意識の高揚を図ることで、交通事故を未然に防止し、誰もが安心して外出し、社会参加できるむらを目指します。

②生活環境の整備

障がい者や高齢者を含むすべての村民が安全に社会活動へ参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化を計画的に推進します。歩道の拡幅や段差解消などの道路整備を継続し、外出時における安全確保を図ります。

年齢、性別、能力に関わらず、誰もが使いやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の視点を生活環境整備に取り入れ、多様性を尊重するむらづくりに努めます。

また、在宅での自立した生活を維持するため、福祉用具の活用や住宅改修に関する専門的な助言・指導体制を強化します。あわせて、高齢者等に対応した住環

境整備の啓発を行い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる基盤を整えます。

③防犯・防災対策の推進

防災行政無線や広報誌等の多様な媒体を活用し、防犯意識の普及啓発を図るとともに、「社会を明るくする運動」等の更生保護団体や防犯協会と連携したパトロールなど、地域ぐるみでの自主防犯活動を促進します。

防災活動は、地域のきずなを深め、福祉課題の解決にも寄与する重要な取組みです。特に、高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」への迅速な対応には、防災関係機関と自主防災組織が一体となった総合的な体制が不可欠です。

また、日頃から「顔の見える関係づくり」に努め、地域住民・関係機関・行政が協働して個別避難計画の実効性を高めるなど、要支援者への支援体制を強化します。あわせて、避難所のバリアフリー化や備蓄品の計画的な整備に努めます。

目標３　地域福祉の環境整備

(1)　地域福祉活動への参加

複雑・多様化する福祉ニーズに対し、公的サービスのみでは対応が困難な生活課題が増加する中、ボランティアや地域住民による自主的な福祉活動の重要性はかつてないほど高まっています。

地域社会の諸課題を「我が事」として捉え、住民一人ひとりが主体的に解決に取り組めるよう、世代を超えた交流を促進し、地域コミュニティの再構築を図ります。誰もが自分らしく地域福祉活動に参加できる環境を整え、多様な活動主体のネットワークを広げることで、支え合いと活力に満ちた地域社会の実現を推進します。

村民に期待すること

- 休日等を利用し、積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- 自分が参加している団体やサークルにおいて、地域福祉活動について話し合ってみましょう。
- 高齢者や障がい者、また子育て家庭においては、日常生活で困っていることや不便なことがあった場合は、積極的に発言しましょう。

①支え合いの仕組みづくり

ア　見守り活動・助け合い活動の推進

日常の「あいさつ」や「声かけ」、世代間交流を地域づくりの基礎とし、住民同士がさりげなく見守り、支え合う「地域互助」の機運を醸成します。

村社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、老人クラブ等の多様な主体と緊密な連携体制を構築し、地域住民による重層的な見守り・助け合い活動を推進します。こうした草の根の活動を通じて、孤独死や孤立を防ぎ、異変を早期に察知して適切な支援につなげる「安心のネットワーク」を強化します。

イ　村と村民との協働型事業運営の推進

村が主催する事業の企画・運営段階から村民の参画を促すとともに、公共施設の管理・運営においても住民の視点を取り入れるなど、行政と村民が対等なパートナーとして知恵を出し合い、共に地域をつくる「協働」の取組みを推進します。

ウ　新しい支え合い活動の研究

地域コミュニティの維持・活性化を図るため、多様な世代が無理なく支え合いに参加できる活動モデルを研究します。村民のニーズと活動意欲をマッ

チングさせる仕組みづくりなど、具体的で持続可能な施策の検討を行います。

②ボランティア活動の推進

ア　ボランティア活動推進体制の整備

若年層から現役世代、高齢層まで幅広い村民が参画できるよう、ライフスタイルに合わせた多様なボランティア講座を企画します。開催時間や場所、オンラインの活用などを検討し、より参加しやすい学習環境の整備に努めます。

イ　ボランティアの活躍の場の拡充

講座修了者の活動参加を促すとともに、経験豊かな人材の「知識」と地域の「ニーズ」を柔軟に結びつける体制を整備します。ボランティアセンター等を中心として、相談から活動展開までを一体的に支える組織づくりを進め、円滑なボランティア運営を図ります。

ウ　ボランティアと村との協働体制の整備

安定的な活動継続に向け、場所の提供や財政的支援のあり方を検討します。また、研修による資質向上を支援するとともに、活動への感謝を伝える場を設けるなど、行政とボランティアが互いに尊重し合える協働の仕組みを構築します。

エ　多様な福祉人材の確保

若い世代の関心・ニーズに合わせた啓発活動を展開し、幅広い年齢層のボランティア参加を促します。多様な人材がそれぞれの特技や知識を活かして活動できるよう、参加のハードルを下げ、地域福祉の担い手を厚くする仕組みを構築します。

③支援を必要とする方々自身の社会参加の促進

ア　子どもたちの社会参加の促進

家庭・地域・学校の三者が緊密に連携し、地域住民が講師や指導者として深く関わる環境を整備します。郷土の伝統文化の継承や豊かな自然を活かした体験学習、スポーツ少年団活動等の振興を通じて、子どもたちの社会性と地域への愛着を育むとともに、多世代が共に学び合うコミュニティづくりを推進します。

イ　高齢者の社会参加の促進

老人クラブの組織強化や仲間づくりを支援し、高齢者の社会参加を促進します。技能伝承や創作活動、生産活動といった多彩な活躍の場を整備し、高齢者が培った経験を地域社会に還元できる仕組みを構築することで、生きがいと役割を持てる環境を整えます。

ウ　障がい者の社会参加の促進

障がい者の就労は、経済的自立のみならず、社会参加を通じた精神的な充実を図る上で極めて重要な役割を担います。関係機関や企業との緊密な連携により、個々の特性に応じた就労機会を確保するとともに、相談体制の充実やきめ細やかな情報提供を行い、地域社会で安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

④他団体との連携

村社会福祉協議会を中心に、社会福祉団体やボランティア組織との連携を強化し、地域に密着した福祉活動を多角的に支援します。行政と社協の役割分担を明確にしつつ、事業のあらゆる段階で緊密な調整を図ることで、地域のニーズに即した迅速かつ効果的な地域福祉施策を展開します。

(2) 担い手の育成・確保

相談支援の要である民生児童委員の活動強化と合わせ、地域福祉の新たな担い手の確保・育成を図ります。研修会や情報提供を通じて住民の福祉実践力を高めるとともに、複雑化する地域課題を解決に導くため、行政・専門機関・地域が密接に連携し、地域福祉活動のさらなる発展を図ります。

村民に期待すること

- 自分の知識や技術が地域福祉活動において生かされるように、研修会や講座に参加しましょう。
- 民生児童委員やボランティアなどに協力しましょう。
- 役員の世代交代が必要なときがあります、日頃から後任者の育成に努めましょう。

①地域の支え合い活動の担い手の育成・充実

ア　地域リーダーの育成

誰もが安心して暮らせる「むらづくり」を推進するため、地域の先導役となる人材の育成を図ります。既存の地区活動に福祉の視点を融合させ、主体的な活動を企画・実践できるリーダーを養成するための学習機会を創出します。これにより、地域内での互助活動やネットワーク形成が円滑に進む体制を構築します。

イ　民生児童委員の活動強化

地域福祉を支える、民生児童委員や主任児童委員は大変重要です。

多様化・複雑化する地域課題に対応する委員の負担を考慮し、事務作業の効率化や行政等との役割分担を明確にすることで、活動しやすい環境づくり

を推進します。あわせて、委員活動の重要性ややりがいを広く村民に啓発し、多様な層から次代の担い手が集まるよう、組織的な支援体制を構築します。

②専門職員の育成・充実

専門的かつ複雑な福祉課題に対応するため、福祉・保健・医療関係職員の専門教育や研修機会の充実を図ります。人材の確保と定着に努めるとともに、各分野の専門職が連携して村民を支える「多職種協働」の質を高めることで、地域福祉推進の基盤を強化します。

(3) 地域福祉ネットワークづくり

地域包括支援センターや保健センター等の各拠点が、その専門性を発揮するとともに、高度化・多様化する村民ニーズへ的確に対応するため、分野の垣根を超えた包括的な連携体制を確立します。

保健・医療・福祉の各専門機関、施設、団体が一体となったネットワークを構築し、切れ目のないサービス提供と多角的な相談支援を展開することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

村民に期待すること

- 日頃からの近所付き合いを大切にしましょう。
- 子どもや高齢者等、近所の人たちへの挨拶や声かけを継続的に行いましょう。
- 自分が参加している団体・サークル以外の活動にも関心を持ち、コミュニケーションを図りましょう。

①関係機関との連携及び調整

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政と医療機関、福祉施設等が一体となった支援ネットワークを強化します。各機関の専門性を活かした「顔の見える」連携体制を整備し、複雑化する福祉ニーズに対して、迅速かつ効果的なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築します。

②ネットワークの充実

ア　子育て支援に関するネットワークづくりの推進

子育て家庭が地域から孤立することなく、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、家庭・地域・関係機関がゆるやかに繋がるネットワー

クを構築します。多様な活動情報の共有と、親同士・世代間の交流を促進し、地域全体で子どもたちの成長を見守る体制を構築します。

イ　児童健全育成のためのネットワークの充実と拡大

青少年の健全育成を阻害する要因の排除に向け、関係機関・団体間の緊密な情報共有と連携体制を確立します。非行防止活動や環境浄化に向けた啓発を連動して展開し、地域社会全体で子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む活動を支援します。

ウ　総合福祉ネットワークの形成

児童・障がい者・高齢者虐待等の早期発見と適切な支援に向け、関係機関による実務者会議やケース検討会を定例化し、情報の共有と役割分担を明確化します。専門的知見を活かした重層的な支援体制を整えることで、虐待の再発防止と、困難を抱える世帯への包括的なフォローアップを推進します。

(4) 施設の有効活用による場の確保

村民が相互に理解を深められるよう、日常生活圏域における交流スペースの整備・活用を推進します。あわせて、関係施設の専門機能を地域へ積極的に提供し、住民活動への助言や技術支援を行うことで、ハード（場所）とソフト（専門性）の両面から地域福祉の活性化を支えます。

村民に期待すること

- 公共施設や設備などは、みんなで大切に利用しましょう。
- 公共施設等において、不便なことや気づいたことがあった場合には、意見を言いましょう。
- イベントや講座などに積極的に参加しましょう。
- 公共施設をはじめとする村民が共有して使用する場においては、マナー・エチケットを守りながら積極的に利用しましょう。

①福祉施設と地域との連携推進

福祉施設や団体間の交流を促進し、顔の見える関係性を構築します。公共・民間の各機関が保有する専門的知識や技術を、地域の自主的な活動（サロン、見守り等）へ提供・相談できる体制を整備し、地域福祉活動の質的向上と持続可能な運営を支援します。

②施設機能の充実

ア　高齢者福祉施設の機能の充実

地域包括支援センター及び各福祉施設の専門機能を最大限に活用し、村民の多様な相談に応じる体制を充実させます。施設と地域の境界を越えた連携を促進し、情報の共有と相互支援を図ることで、一体的な介護支援体制を整備します。

イ　障がい者支援施設との連携

在宅障がい者及びその家族への支援、職業訓練、養護等の専門的機能を有する施設・機関との広域的な連携体制を構築します。各施設が蓄積してきた専門的な知識や技術を地域社会へ積極的に還元し、障がいのある方が個々の特性に応じて自立し、主体的に社会参画できる環境づくりを推進します。

ウ　児童福祉施設の機能の充実

保育所が持つ育児に関する専門的な知識や技術を広く地域社会へ還元し、入所児童の保護者に限らず、全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えます。地域の実情に即したきめ細やかな支援メニューを提供するとともに、地域住民との交流を深めるオープンな場としての機能を強化し、地域全体で子どもを育む「共助」のネットワークを醸成します。

エ　学校機能の充実

福祉に対する理解と関心を高めるため、学校教育におけるボランティア体験や社会福祉施設等での実習機会を拡充します。地域福祉活動への積極的な参画を支援することで、多世代が支え合う喜びを実感できる環境を整え、将来の地域福祉活動の主体的となる人材の養成に努めます。

オ　地域の施設の有効活用

高齢者をはじめとする地域住民が日常的に集う場の中で、子ども達が遊んだり勉強したりすることができることは、子ども達が安全に活動できる場の拡充となるだけでなく、多世代交流にもなり、高齢者の生きがいづくりや地域文化の伝承などにもつながるため、公民館等の有効活用を図ります。

③福祉活動拠点の拡充

地域において、福祉活動を推進するためには、拠点づくりがかかせません。身近なところに誰でも集い活動できる拠点があれば、サービスを受けやすく、また、ボランティアで参加することもしやすくなります。集落の公民館や空き家、空き店舗等を活用し、住み慣れたところで、「集い」「交流活動」などができる場所づくりを推進します。

④災害時の施設機能の活用

避難行動要支援者一人ひとりの「個別避難計画」の策定を推進し、緊急時に各種施設が迅速かつ円滑に機能する体制を整えます。施設を避難場所としてだけでなく、情報の集約や相談支援の拠点としても有効活用し、地域住民、行政、施設が一体となって、災害時における「誰一人取り残さない」支援ネットワークの強化を図ります。

第５章　計画の推進体制

（１）村民、地域、事業所等との協働体制

本計画の取組みは、村民、地域、民生児童委員、ボランティア団体、村社会福祉協議会、社会福祉事業所等の連携した参画が不可欠なため、相互の理解と協力のもと、それぞれの役割を果たしながら、計画を推進していきます。また、計画の進捗状況に関する情報の共有化と、施策・事業の評価・円滑な実施のため、必要に応じ、意見交換や連絡調整を行い、村民、地域、村との協働による支え合いの仕組みづくりに取組んでいきます。

（２）庁内体制の整備

本計画の実施に当たっては、福祉、保健分野の連携のもと、他の庁内関係部門・機関との連携・調整を図り、分野横断的な視点から全庁的な体制で計画を実施します。

（３）村民への計画の浸透

本計画策定の趣旨や計画の内容等について、村民の理解を深めるため、広報誌やホームページ等を活用し、村民に分かりやすく周知し、計画の普及・啓発を行います。

（４）計画の進行管理

計画の進行管理については、地域福祉推進のための取組みがどのように展開され、そして、地域住民の日常生活そのものが具体的にどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要であるため、本計画における各施策の実施について、常にその取組み状況を把握しながら、適切な進行管理を行っていく必要があります。進行管理に当たっては、各施策の進捗状況や計画指標の達成状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を加えるとともに、村民や事業所等の意見等を聴取しながら、施策や計画の見直し等に反映させていきます。

第６章　計画の主な指標

湯川村地域福祉計画の主な指標は以下のとおりとします。

指標項目	令和７年度の実績	令和 12 年度の目標値
ボランティア団体数	１団体	**２団体**
老人クラブ加入者数	１９２人	**２２０人**
食育サポーターゆがわの会会員数	７人	**１０人**
緊急通報システム整備世帯	１０世帯	**１５世帯**
デイサービスセンター	１か所	**１か所**
地域密着型特別養護老人ホーム・村民入所者数	１か所・２９／２９人	**１か所・２９／２９人**
地域密着型認知症グループホーム・村民入所者数	１か所・９／９人	**１か所・９／９人**
地域包括支援センター	１か所	**１か所**
民生児童委員による要援護高齢者の自宅訪問	随時実施	**随時実施**
災害時要援護者個別避難計画の策定	策定済１件	**全数策定**
障がいのある人の就労の場の確保	会津地区障がい者雇用連絡協議会で推進	**会津地区障がい者雇用連絡協議会で推進**
敬老会（75 歳以上）の参加率	２２％	**３０％**
福祉に関する情報提供	広報ゆがわ年 12 回	**広報ゆがわ年 12 回**
	社協だより年４回	**社協だより年４回**
	ホームページ掲載 随時	**ホームページ掲載 随時**
	ボランティア情報 随時	**ボランティア情報 随時**
村デイサービスセンターでの小・中学校ボランティア体験	年２回	**年２回**
公共施設のバリアフリー化	毎年度の事業で推進	**毎年度の事業で推進**
認知症サポーター養成講座	開催回数１回 参加人数５人	**開催回数２回** **参加人数２０人**
福祉関係の研修・講座の開催	未実施	**年２回** **延参加者２０人**

指標項目	令和７年度の実績	令和 12 年度の目標値
ファミリーサポートセンター事業の提携		**１か所**
介護予防事業開催地区数・地区ボランティア数	２２地区・２１人	**２４地区・２３人**
放課後児童クラブ登録児童数	１０９人	**１００人**
親子関係形成支援事業参加者数		**５人**

【子ども子育てに関する主な事業－令和８年度】

項目	概要
湯川村保育所	● 保護者が仕事や病気などの理由で日中子どもを養育できない場合に、０歳６ヶ月から年度内に満３歳を迎える乳幼児を預かり、保育士が養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。児童福祉法に基づく施設で、保育所保育指針に基づき、子どもの健全な心身の発達を目的としています。
ゆがわ幼稚園	● 保育所を修了し小学校入学前までの幼児を対象とした、文部科学省所管の学校教育施設です。遊びを通じた教育を重視し、社会性や基本的な生活習慣、心身の成長（非認知能力）を育むことを目的としています。
利用者支援事業	● 児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や相談、助言のほか、関係機関との連絡・調整を行います。
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	● 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	● 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。
子育て世帯訪問支援事業	● 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
親子関係形成支援事業	● 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。
一時預かり事業	● 幼稚園に在籍している児童を対象に保育時間開始前及び保育時間終了後に保育を行います。 ● 保育所に在籍する児童に限らず、保護者の通院などにより家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育所で児童をお預かりします。
妊産婦健康診査事業	● 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に受診権を配付し、妊娠中に 15 回、産後に２回の健康診査を県内の医療機関・助産所で受けるための助成を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	● 生後４か月までの乳児のいるすべての過程を保健師や助産師などが訪問し、親子の状況把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や養育相談などの支援を行います。
養育支援訪問事業	● 養育支援が特に必要な家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、程者の育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

項目	概要
妊婦等包括相談支援事業	● 妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型の支援を行います。 ● 母子との面談等を早期に実施することで、利用ニーズを的確に把握し、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産。子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	● すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、０歳６ヶ月～２歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）を行います。
産後ケア事業の提供体制の整備	● 産後１年未満の母子を対象に、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

【高齢者福祉に関する主な事業－令和８年度】

項目	概要
介護予防普及啓発事業	● 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、集落公民館での介護予防教室や講演会を開催しています。村民の自発的な活動を支援する施策の充実を図り、身近な場所で継続して参加できるよう介護予防の地域づくりを進めます。
地域介護予防活動支援事業	● リーダー育成のためのボランティア連絡会を開催しています。新しいボランティアとの交流及び研修の場を設け、地域介護予防活動の支援を行い、またボランティア同士のネットワークの形成と知識の向上を図っていきます。
介護予防事業	● 二次予防事業の対象者のいる集落を対象とし、集落公民館において、転倒防止、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上のための教室を実施します。(複合型プログラム)
包括的支援事業	● 介護予防事業と予防給付の介護予防サービスの評価事業、地域の高齢者の実態調査や介護以外の生活支援サービスとの調整を図るなどの総合相談・支援事業に関するケアマネジャーへの助言や地域のケアマネジャーの連携・連絡体制づくり、権利擁護事業等を行う地域ケア支援事業を今後も実施していきます。
任意事業	● 家族介護者教室の開催や、ケアマネジャーの作成するケアプランの点検、福祉用具や住宅改修を支援するための相談や理由書作成支援、を継続して実施していきます。
日常生活用具給付	● 一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具（緊急通報システム、火災報知器等）を給付、または貸与することで、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です
在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	● 在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者を対象に、四半期ごとに年４回のおむつ券の支給を行います。
在宅ねたきり高齢者等介護慰労金	● 在宅の寝たきりの高齢者と同居し、その者を現に介護している方に対して介護者慰労金を支給します（年 15 万円)。
高齢者コミュニティセンター	● 高齢者の社会参加、相互の親和を図る施設として、広く利用され、指定管理者に運営を委託しています。高齢者活動の拠点の一端を担う施設として位置づけ、老朽化の改善を図りながら、有効活用を図っていきます。
保健センター	● 保健活動の拠点として、保健師及び栄養士を配置し、健康教育、健康相談、健康診査など、多岐にわたる保健業務を行っています。保健福祉の総合相談窓口としての村民の健康づくりの拠点施設として運営強化に努めていきます。
養護老人ホーム	● 原則 65 歳以上の高齢者で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している家庭において生活することが困難な方が対象となって入所できる施設です。今後も本村では大幅な入所増加は見込まれないことから、村内での施設整備は行わず、広域的な観点から、近隣市町村の既存施設を利用できるよう対応していきます。

項目	概要
介護保険サービス利用料助成事業	● 介護保険サービスを利用した場合に支払われる利用料について、介護保険サービスを利用する方の経済的負担を軽減するため、助成金を交付しています。
高齢者の学習機会の確保・提供	● 現在、高齢者学級やいきがい講座をはじめ、多種多様なサークル活動を展開しています。今後も、各種講座・サークル活動等を通して、多様な学習機会を提供していきます。
生涯学習の推進	● 高齢者を対象に、健康と生きがいづくりや福祉の問題、高齢者と若い世代の相互理解、情報提供や相談、そしてそれらの活動の場の提供を行っています。今後は、これまで以上に健康と生きがいづくりの学習機会の提供に努めます。 ● ボランティア活動や村民の学習活動における指導者・助言者として、高齢者が活躍できる機会の場所を提供し総合的に推進していきます。
高齢者の虐待防止対策	● 高齢者の虐待に関しては、虐待の事例調査、状況把握、対策のための協力体制の構築や組織体制の整備などを進めていきます。 ● 役場窓口・地域包括支援センター・保健センター・高齢者コミニュティセンターの各施設に高齢者虐待防止のための相談窓口を設置し、村民への広報や関係事業者等への周知、虐待に対する相談など、早期発見早期対処ができるよう努めていきます。
成年後見制度の利用促進	● 高齢者等の財産と権利を守るため、成年後見制度の利用支援を進めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、利用に関わる関係各機関との連携を図りながら、財産管理、各種申請手続等の場面における権利擁護のための相談・支援体制の充実を図ります。 ● 村社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業を普及・促進し、判断能力が不十分な認知症高齢者等に対する施策を充実していきます。 ● 村社会福祉協議会、役場窓口、地域包括支援センターでの相談や手続き申請、情報提供を行えるよう、身近な地域の権利擁護に関する窓口を整備していきます。
認知症の予防と支援	● 認知症に対する相談体制は、権利擁護事業により役場福祉担当や地域包括支援センター、保健センターが主な窓口となり対応しています。 ● 気軽に相談や受診ができるかかりつけ医や、各種健診、訪問調査などにおいて、軽度認知症を早期に発見し、治療や行政のサービスの利用に結びつけることができる体制を整えるため、主治医や関連機関との連携を緊密にし、認知症高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立し安心した生活がおくれるよう対応していきます。 ● 認知症の方の権利擁護に努めるため、村社会福祉協議会と連携していきます。 ● 関係機関と連携しながら、認知症についての知識を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施していきます。

項目	概要
一人暮らし高齢者等話し相手の確保	● 一人暮らし高齢者に対して、民生児童委員、近所の人達やボランティア団体が、安否確認を兼ねて対象者の自宅に訪問し、話し相手となることで対象者の孤独感や不安の解消を図っています。
高齢者を犯罪や災害から守る	● 福祉、防災・防犯、交通安全などの様々な分野が連携し、悪質商法からの被害防止対策や高齢者等の災害時要援護者支援体制づくりなど、高齢者の日常生活を守るための防災・防犯対策を実施するとともに、緊急時に適切に対応できる安全対策の推進を図っていきます。
誰にでもやさしい生活環境づくり	● 村内の公共施設においては、バリアフリーの整備が進んでいないのが現状です。今後は、高齢者のみならず利用する人すべてに対応した設計を、緊急性と財政面を考慮しながら未整備の施設について進めていきます。これについては、公共施設だけでなく、民間施設などに対しても、積極的に整備するよう啓発を行っていきます。 ● 幹線道路での高齢者を含む歩行者の安全を図るため、歩車道の分離化を進めており、その際に歩車道の段差を無くし、ユニバーサルデザイン化に努め、高齢者も歩行しやすい歩道の整備を進めています。今後も継続して道路整備を実施し、高齢者だけでなく村民すべてが安全で暮らしやすい道路づくりを進めていきます。 ● 住居環境については、介護保険サービスによる各家庭での住宅改修は実施されているものの、高齢者のための住宅整備、改造等はあまり進んでいないのが現状です。今後は、高齢者に対応した住宅整備の啓発、各種関連制度の情報を提供します。

【障がい福祉に関する主な事業－令和８年度】

項目	概要
居宅介護	● 障がい者等につき、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	● 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	● 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	● 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。
療養介護	● 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
生活介護	● 障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所	● 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

項目	概要
重度障がい者等包括支援	● 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
施設入所支援	● 施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	● 身体障がい者又は難病等対象者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	● 知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	● 知的障がい又は精神障害を有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	● 就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援Ａ型	● 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援Ｂ型	● 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

項目	概要
共同生活援助（グループホーム）	● 障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域移行支援	● 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に以降するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	● 居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
児童発達支援	● 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	● 児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	● 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	● 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
理解促進研修・啓発事業	● 地域住民を対象にして、障がいのある方 への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	● 障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	● 障がい者等、障がい児の保護者、障がい者の介助を行う者等から相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	● 成年後見制度を利用する必要がある方に対して、登記手数料や後見人の報酬等を補助します。また、制度利用の促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	● 後見人等の業務を適正に担う法人の育成について検討します。
意思疎通支援事業	● 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳及び要約筆記者等を派遣し、意志疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	● 障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	● 手話奉仕員の養成に努めます。
移動支援事業	● 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。
地域活動支援センター事業	● 障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

項目	概要
訪問入浴サービス事業	● 障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
知的障がい者職親委託制度事業	● 知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高め、知的障がい者の自立更生を図ります。
日中一時支援事業	● 障がい者等の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。また、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
福祉ホーム事業	● 社会復帰を希望し、現に住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰の促進及び自立の促進を図ります。
障がい支援区分認定等事務	● 障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障がい支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。
地域生活支援拠点事業	● 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え居住支援のための機能（相談、体験の機会・場所の提供、緊急時受入れの対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築します。

【その他の社会福祉に関する主な事業－令和８年度】

項目	概要
生活保護 （生活困窮者支援）	● 日本国憲法第 25 条に規定する「生存権」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものです。
権利擁護・成年後見利用支援事業	● 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を代弁・保護し、安心して生活できるよう支援するため、家庭裁判所へ成年後見人の選任に関する申立てを行います。 ● 生活保護受給者や生活保護に準ずる資産・収入の方について、成年後見人の報酬を全部又は一部助成します。
民生児童委員	● 民生児童委員は厚生労働大臣から委嘱された地域住民の身近な相談役です。高齢者・障がい者・母子家庭などの家庭訪問、子育て支援、高齢者の見守りなどを通じて、福祉サービスへつなぐ役割を担っています。村には、１４名の民生児童委員がおり、うち２名は主任児童委員に指名され、児童福祉を専門に担当する委員となっています。
戦没者追悼式	● 戦没者（戦闘や戦傷病、餓死、自決、あるいは戦犯として処刑されるなど、戦争に関連して死亡した軍人・軍属及び民間人）の追悼を行います。
特別弔慰金	● 今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。
災害弔慰金	● 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象）により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた村民に災害障がい見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けをそれぞれ行っています。
保護司会	● 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティア「保護司」の活動を支援します。保護司は、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協力して生活指導や社会復帰の支援、犯罪予防啓発を行っています。
冬季生活支援事業	● 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の低所得世帯に対し、冬季採暖に必要な暖房用光熱費等の一部助成します。
高校生冬期間通学支援事業	● 高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に通学する生徒を養育する保護者の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、１２月から３月期分の通学支援金を支給します。
高齢者等移動支援事業	● 移動手段がない高齢者及び障がい者（身体障害者手帳１・２級、療育手帳A所持者）のアシの確保対策として、タクシー及び路線バスを利用する場合にその運賃の一部を助成します。 ● 上記の方の移動に家族等が運転する自動車を利用する場合に、その燃料費（ガソリン代）を定額で助成します。